

平成十年文部省・厚生省令第二号

言語聴覚士学校養成所指定規則

言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)以下「法」という。第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の規定に基づく学校又は言語聴覚士養成所(以下「養成所」という。)の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。(指定の申請手続)

第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事(以下「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十九号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録

十 実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要(施設別に記載したもの)

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認及び届出)

第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所(以下「指定施設」と総称する。)の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請について準用する。

指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。)に変更があったときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大學生に入学することができる者(法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号。以下「規則」という。)第十三條各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人

(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人とすることができる。

六 言語聴覚士である専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

口 言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であつて、厚生労働大臣の指定

する講習会を修了したものであること。

イ 法第二条に規定する業務(以下「言語聴覚士の業務」という。)を五年以上業として行った者であつて、厚生労働大臣の指定

する講習会を修了したものであること。

ロ 言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であつて、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したものであること。

所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人とすることができる。

六 言語聴覚士である専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

口 言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であつて、厚生労働大臣の指定

する講習会を修了したものであること。

イ 法第二条に規定する業務(以下「言語聴覚士の業務」という。)を五年以上業として行った者であつて、厚生労働大臣の指定

する講習会を修了したものであること。

ロ 言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であつて、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したものであること。

ハ 言語聴覚士の業務を三年以上業として行った者であつて、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学の課程を修了したものであること。

七 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。

ハ 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

十 一臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十一 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十二 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

十三 専任教員のうち少なくとも三人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人とすることができる。

十四 管理及び維持経営の方法が確実であること。

二 别表第二に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

三 别表第三に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

四 専任教員のうち少なくとも三人は、言語聴

いて二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

四 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては二人)とする。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、言語聴

いて二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

六 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

七 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

八 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

九 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十一 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十二 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十三 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十四 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十五 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十六 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十七 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十八 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

十九 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十一 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十二 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十三 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十四 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十五 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十六 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十七 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十八 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

二十九 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

三十 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

三十一 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

三十二 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

三十三 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

三十四 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。

**第八条** 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときは、その措置

(国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例)

**第九条** 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同

**第六条** 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

（報告）

**第五条** 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。

一 当該学年度の学年別学生数

二 前学年度における教育実施状況の概要

三 前学年度の卒業者数

（報告の數及び旨下）

五 第一項第六号から第十四号まで、及び前項  
第三号に該当するものであること。  
法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定  
基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除  
く。）若しくは旧大学令に基づく大学を卒業  
した者又は規則第十七条で定める者であるこ  
とを入学又は入所の資格とするものであるこ  
と。

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項 設置者	第二項 指示	第三項 設置者	第四項 報告しなければならない 届け出なければならぬ に適合しなくなつたと き又はその設置者若し くは長が前条第二項の 規定による改正後	第五項 設置者	第六項 設置者又は長	第七項 第四条に規定する基準 に適合しなくなつたと き又はその設置者若し くは長が前条第二項の 規定による改正後
次に掲げる事項（地方 公共団体（地方独立行 政法人法（平成十五年 法律第百八十八号）第六 十八条第一項に規定す る公立大学法人を含む ）の設置する学校又 は養成所にあつては、 第十一号に掲げる事項 を除く。）を記載した 申請書を行政庁に提出 しなければならない 申請し、その承認を受 けなければならない 申請の申請	次に掲げる事項（地方 第二号から第十 二号までに掲げる 事項を記載した 書面をもつて行 政庁に申し出る 申請書	第三項 設置者	第二項 申請書	第一項 申請書	第二項 申請書	第一項 申請書
所管大臣（国立 大学法人の設置 する学校にあつ ては、設置者で ある国立大学法 人。以下同じ。）	この省令は、法の施行の日（平成十年九月一 日）から施行する。	省・厚生省令第五号	この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日（平 成十三年一月六日）から施行する。	附 則（平成一三年一月二七日文部 省令第八〇号）抄	附 則（平成一九年一二月二五日文部科 学省・厚生労働省令第二号）	附 則（平成一九年一二月二五日文部科 学省令第二号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
2 （経過措置）	1 （この省令の施行の日（以下この項において 「施行日」という。）前にこの省令による改正前 のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の 処分その他の行為（以下この項において「処分 等の行為」という。）又はこの省令の施行の際 現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の 規定によりされている指定等の申請その他の行 為（以下この項において「申請等の行為」とい う。）で、施行日においてこれららの行為に係る 行政事務を行うべき者が異なることとなるもの は、施行日以後におけるこの省令による改正後	この省令は、平成十六年四月一日から施 行する。	この省令は、平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号）	この省令は、平成二十七年四月一日から施 行する。	この省令は、平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号）	この省令は、平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号）
第八条	規定による指示に従 ないとき	設置者	所管大臣	規定による指示に従 ないとき	設置者	所管大臣
	次に掲げる事項を記載した 申請書を行政庁に提出 しなければならない に申し出るものとする	次に掲げる事項を記載した 書面をもつて行政 庁に申し出るものと する	次に掲げる事項を記載した 書面をもつて行政 庁に申し出るものと する	次に掲げる事項を記載した 申請書を行政庁に記載した 書面をもつて行政 庁に申し出るものと する	次に掲げる事項を記載した 申請書を行政庁に記載した 書面をもつて行政 庁に申し出るものと する	次に掲げる事項を記載した 申請書を行政庁に記載した 書面をもつて行政 庁に申し出るものと する

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（令和四年九月三十日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日文部科学省・厚生労働省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の指定規則（以下「新指定規則」という。）第四条第一項第四号及び第五号、第二項第四号及び第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、令和九年四月一日から、新指定規則第四条第一項第六号から第十四号まで、第二項第六号、第三項第五号及び第四項第二号の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に言語聴覚士法（以下「法」という。）第三十三条第一号の指定を受けていいる学校又は言語聴覚士養成所（以下「養成所」という。）において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過するまでの間は、新指定規則第四条第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 令和八年四月一日までに法第三十三条第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過するまでの間は、新指定規

則第四条第二項第三号及び別表第二の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

教育内容	別表第一（第四条関係）
基盤	第五条 厚生労働大臣は、新規則第四条第一項第六号の規定の施行の日前においても同号イに規定する講習会の指定をすることができる。
科学的思考の基礎	
人間と生活	
社会の理解	
十二	単位備考
	数

2 施行日から起算して一年を経過する日までの  
間、法第三十三条第三号又は第五号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第三項第五号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）又は第四項第二号（同条第二項第三号に係る部分に限る。）及び別表第一の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

**第三条** 施行日から起算して二年を経過するまでの間、法第三十三条第二号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四条第二項第三号及び別表第二の規定の適用については、なお従前によることができる。

教育内容		専門基礎と治療	人体のしくみ・疾病十五	医用画像の評価、救急救命の其の十五	基礎的知識を含む。	単位備考
分野	専門					
言語・失語 ・高次脳機能障害学	言語聽覚療法管理学	心の働き 言語とコミュニケーション 社会保障・教育とリハビリテーション	ショーン ショーン	七 九	一	六二二

臨床実習の修得が、一直續してなされ、その成績は、常に評価される。そこで、技能修得を達成度評価（医療提供施設における臨床実習を実施する前に、医療提供施設における臨床実習を行ったために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに医療提供施設における臨床実習を実施した後に、医療提供施設における臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を行うものとする。

五　学校教育法に基づく大学は、基礎分野については、この表の教育内容ごとの単位数によらぬことができる。

合計	臨床実習									
	地域言語	聴覚障害学	発声発語	・撰食嚥	言語発達障害学	障害学	下	九	八	六
一 八 十	十五	七	二	五	実習時間の三分 の二以上は医療提 供施設において行 うこと。また、医 療提供施設におい て行うこと。	実習のうち八単 位以上は病院又 は診療所に行うこと。	は診療所におい て行うこと。	は診療所におい て行うこと。	は診療所におい て行うこと。	は診療所におい て行うこと。